

保育所保育指針改定に関する検討会 ヒアリング資料（日本保育園保健協議会）

平成 19 年 1 月 25 日
日本保育園保健協議会
会長 鴨下重彦

医療の世界では、近年「患者本位の医療」が叫ばれ、そのことを第一に謳って昨年の医療関連法案の改正が行われた。保育所保育指針の改定にあたって、従来の、ややもすれば「社会のための保育所」の感があったものを、「子ども本位の保育所」を目指すべく、考え方を根本的に改めるべきである。そのために、保育される子どもたちの心身の健康を守る立場から以下の提言を行いたい。

1. 保育所保育指針の告示化、性格の明確化

- 1) 乳児（0 歳児）保育では、対象となる乳児が身体のすべての器官において未成熟であり、その機能も発達途上にある。このような乳児の保育には、特段の配慮を求めたい。

なお、乳児期は原則として家庭における育児が望ましく、実現へ向けての社会環境の整備が望まれる。

- 2) 病児・病後児保育に関しては、医療との接点を明確にする必要がある。このような機能を発揮するためにも、保健室の充実が必須である。
- 3) 保育の目標である、「一人一人の子どもの持っている豊かに伸びる可能性を十分に引き出し、望ましい未来を切り開く力の基礎を培うこと」を実現するためには、施設・人材の整備・充実がさらに必要である。

- ① 子どもにとって最も重要な遊びの場である園庭、および保育保健の拠点ともなる保健室を充実する。
- ② 地域の栄養士、看護師、心理相談員（保育カウンセラー）、医師、歯科医師など専門職との連携を強化する。
- ③ そのために、保育所内に、その連携の核となる常勤看護職を配備する。
- ④ 換気など衛生環境の改善と照明、騒音などへの対策をさらにすすめる。

2. 養護および教育の充実、小学校との連携強化

- 1) 早期教育に偏らない、発達段階に応じた、養護と教育の調和を望む。

3. 地域の子育て支援の拠点としての保育所の機能の強化

- 1) 地域の保健・医療などの専門職との連携を強化し、家庭での育児機能の向上を支援できる体制整備を望む。

4. 児童福祉政策等の展開を踏まえた内容の充実

- 1) 障害児保育、医療的ケアを必要とする児の受け入れニーズに的確に対応していくためには、保健室を整備し、地域医療との連携を明確にする必要がある。
- 2) 現状の延長保育、休日保育、病児・病後児保育などについては、とかく親の就労支援が優先されがちであり、ここで改めて子どもの権利を尊重し、子どもにとって最善の利益に配慮した就労環境の整備等を一層促進すべきである。

5. 保育士の資質向上や保育内容の改善の取り組みを促す評価の仕組み

- 1) 保育所の運営に関して、保育保健の基礎知識が不可欠である。
これを向上・定着させるために、その核となる常勤看護職の配備が必要である。
- 2) 保育保健に関する国としての生涯研修制度を整備し、保育士の研修を義務づける。